

告示

埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、本庄市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
本庄市市民活動交流センター多目的ホール	埼玉県本庄市銀座一丁目一番一号	本庄市長	二百十二人